

証券コード267A

2026年10月8日

(電子提供措置の開始日 2026年10月1日)

株主各位

鳥取県米子市東福原二丁目1番1号

株式会社トワライズ

代表取締役社長 古 山 英 明

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.towarise.jp/ir/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「トワライズ」、または「コード」に「267A」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席いただけない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいます。同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2026 年 10 月 23 日（金曜日）午後 2 時 |
| 2. 場 所 | 鳥取県米子市東福原二丁目 1 番 1 号 わこうビル 3 階 |
| 3. 目的事項 | |
| 〔報告事項〕 | 第 63 期(2025 年 8 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日まで)事業報告
および計算書類報告の件 |
| 〔決議事項〕 | 第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 定款一部変更の件
第 3 号議案 取締役 6 名選任の件
第 4 号議案 取締役の報酬総額改定の件
第 5 号議案 監査役の報酬総額改定の件 |

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、次の事項につきましては、法令および当社定款第 23 条の規定に基づき、前頁に記載している当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに「第 63 期定時株主総会 その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として掲載しておりますので、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は、次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の「会計監査人に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、前頁に記載している各ウェブサイトにて、その旨、ならびに修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

第 63 期 事 業 報 告

2025 年 8 月 1 日から
2026 年 7 月 31 日まで

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に、個人消費や設備投資が持ち直すなど緩やかな回復基調で推移しました。一方で、政策金利引上げに伴う市場金利や資金調達コストの上昇および中東情勢等を背景とした原材料価格の高騰など、経済環境は依然として先行き不透明感が払拭できない状況が続いています。

当社を取り巻く環境につきましては、物価上昇に伴う家計負担増大により延滞率が上昇するなど、信用リスクが一部顕在化しています。また、度重なる政策金利の引上げに伴い資金調達コストが上昇傾向にあることから、収益性の高い事業領域への経営資源の集中とコストの適正化を進めるなど、安定的な利益確保に向けた体制の整備・強化が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、新たな中期経営計画初年度となる当期におきましては、営業スタイルの抜本的改革を起点とし、新規事業開拓を含む事業戦略の推進、企業価値向上に向けたブランド・イメージ戦略の取り組み、人事制度改革およびDX推進を基本戦略として掲げ、持続可能な利益の創出と盤石な収益基盤の確立に努めてまいりました。

収益基盤の確立を目的とした事業戦略の一環として、主力のショッピングクレジット事業においては、収益性の高い領域への営業活動を強化し、成長領域への経営資源の集中を進めてまいりました。また、与信審査体制を強化するとともに、スコアリングモデルの活用により審査スピードと審査精度の向上に取り組みました。さらに、ホームページの刷新を契機として、デジタルマーケティング施策を推進し、PULL 型による効率的な顧客獲得プロセスの構築に取り組むことで、新規顧客獲得の拡大に努めてまいりました。

これらの結果、当期の取扱高は 455 億 76 百万円（前期比 95.2%）と前期比 22 億 88 百万円の減少となりましたが、収益性の高い事業領域への展開により、営業収益は 41 億 82 百万円（前期比 109.0%）と前期比 3 億 43 百万円の増収となりました。一方で、営業費用は 32 億 16 百万円（前期比 97.1%）と前期比 95 百万円の減少となりました。これは、営業活動に係る各種経費の見直しを進めたことが主な要因であります。

以上の結果、当期の経常利益は 9 億 92 百万円（前期比 161.0%）、前期比 3 億 75 百万円の増益となりました。また、当期純利益は 8 億 1 百万円（前期比 378.0%）、前期比 5 億 89 百万円の増益となりました。

【部門別の営業実績】

部門別の取扱高および営業概況は、次のとおりであります。

期 部門別	第 62 期 〔2024 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで〕	第 63 期 〔2025 年 8 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日まで〕	前 期 比
	百万円	百万円	%
包括信用購入 あっせん部門	10,924 (10,831)	4,793 (4,709)	43.9
個別信用購入 あっせん部門	15,055 (13,783)	18,909 (16,523)	125.6
信 用 保 証 部 門	20,688 (20,688)	21,162 (21,162)	102.3
融 資 部 門	816 (816)	345 (345)	42.3
そ の 他	378	364	96.3
合 計	47,864	45,576	95.2

- (注) 1. 取扱高の（ ）内は元本取扱高であります。
2. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 前期比は小数第 1 位未満を四捨五入して表示しております。

（包括信用購入あっせん部門）

包括信用購入あっせん部門は、2024 年 1 月に VISA ブランドの取扱いを終了しましたが、JCB ブランドにつきましても、コスト上昇等の外部環境の変化により、前期末（2025 年 7 月末）をもちまして取扱いを終了いたしました。

この JCB ブランド取扱い終了の影響により、当部門の取扱高は 47 億 93 百万円（前期比 43.9%）となりました。

（個別信用購入あっせん部門）

個別信用購入あっせん部門は、都市部において新規加盟店開拓の強化に取り組んだ結果、新規加盟店契約が好調に推移し、当部門の取扱高は 189 億 9 百万円（前期比 125.6%）となりました。

（信用保証部門）

信用保証部門は、適切なリスク管理のもとで取扱高の拡大に取り組んだ結果、当部門の取扱高は 211 億 62 百万円（前期比 102.3%）となりました。

(融資部門)

キャッシングの取扱高は前期末に実施した JCB ブランド取扱い終了の影響により 65 百万円（前期比 13.6%）、証書貸付の取扱高は 1 百万円（前期比 16.1%）となりました。その結果、再契約を含めた当部門の取扱高は 3 億 45 百万円（前期比 42.3%）となりました。

(その他)

その他部門は、受入手数料がカード年会費の減少により前期比 2 百万円の減収となったほか、システム売上も前期比 7 百万円の減収となりました。その結果、当部門の取扱高は 3 億 64 百万円（前期比 96.3%）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

借入金の期末における残高と前期比増減額は、次のとおりであります。

項 目	残 高	前 期 比
短 期 借 入 金	21,200 百万円	100 百万円
長 期 借 入 金（1 年内返済予定の長期借入金含む）	11,337	△630
合 計	32,537	△530

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 事業の譲渡等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社が更なる飛躍を遂げるためには、持続的な成長を支える経営基盤を一層強固なものとするため、低収益事業の縮減に合わせて、成長領域への経営資源集中を引き続き推進し、安定した利益構造を確立していく必要があります。

その施策の一環として、東京本社を中心とした営業本部機能の強化、およびインサイドセールスとフィールドセールスの連携強化により、機動的かつ効率的な営業体制の構築に取り組んでまいります。また、政策金利の引上げに伴う資金調達コストの上昇を見据え、収益性の向上とコストの適正化を進めるとともに、人材投資・育成および人事制度改革を通じて、持続的な成長を支える人材基盤の強化に努めてまいります。

これらを踏まえ、以下の課題に取り組んでまいります。

① S X（セールス・トランスフォーメーション）推進による営業体制の改革

東京本社の設立を機に、営業本部機能を国内最大マーケットである東京に集約し、重要マーケットへの最適化を図るとともに、スピーディーな意思決定を可能とする体制構築を進めてまいります。また、インサイドセールスとフィールドセールスの連携を強化するとともに、デジタルマーケティングセクションを立上げ、潜在顧客から顕在顧客までのニーズを的確に捉え、見込み顧客の獲得から成約までを効率的につなげる営業体制を構築してまいります。

② 調達コスト上昇を見据えた収益基盤の強化

政策金利の引上げに伴う資金調達コストの上昇を見据え、調達条件や資金調達手段の最適化を図るとともに、収益性の高い事業領域への経営資源集中とコスト管理を徹底し、金利上昇局面においても安定した利益が確保できる収益基盤の構築を進めてまいります。

③ 人事制度改革と人材育成の充実

職務・役割・成果を適切に評価し、処遇に反映する人事制度への改革を進めることで、社員の挑戦意欲や成長意欲を高め、組織全体の生産性向上につなげてまいります。また、階層別・職種別の教育研修を充実させるとともに、次世代リーダーの育成を進め、将来の経営および事業を担う人材層の拡充を図り、持続的な成長を支える組織風土の醸成に努めてまいります。

④ D X・A I 推進による業務インフラの高度化

D X人材の育成を進めるとともに、業務プロセスの見直しやA I等のデジタル技術の活用を推進し、業務効率化および生産性向上を図ってまいります。

(6) 財産および損益の状況

区 分	第 60 期 (2022 年 8 月 1 日から 2023 年 7 月 31 日まで)	第 61 期 (2023 年 8 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日まで)	第 62 期 (2024 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日まで)	第 63 期(当期) (2025 年 8 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日まで)
取 扱 高	53,282 百万円	57,805 百万円	47,864 百万円	45,576 百万円
営 業 収 益	3,544 百万円	3,927 百万円	3,838 百万円	4,182 百万円
経 常 利 益	479 百万円	269 百万円	616 百万円	992 百万円
当 期 純 利 益	249 百万円	652 百万円	212 百万円	801 百万円
1 株当たり当期純利益	224.25 円	630.28 円	194.93 円	795.21 円
総 資 産	37,650 百万円	43,012 百万円	40,756 百万円	41,601 百万円
純 資 産	3,130 百万円	3,428 百万円	3,278 百万円	3,765 百万円
1 株当たり純資産額	1,895.74 円	2,594.46 円	2,746.49 円	3,735.51 円

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1 株当たり当期純利益は、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」に基づき算出しております。

3. 1 株当たり純資産額は、以下の式に基づき算出しております。

$$1 \text{ 株当たり純資産額} = \frac{\text{純資産の部の合計額} - \text{優先株式の払込金額} - \text{優先株式の配当額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数}}$$

※当期中に優先株式をすべて取得・消却したことから、当期末における発行済優先株式は存在しないため、優先株式の払込金額および配当額はゼロであります。

4. 第 63 期の事業の経過および成果につきましては、前記(1)に記載のとおりであります。

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2026 年 7 月 31 日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)テレプラザ	30 百万円	100.0 %	携帯電話等販売業
(株)ホテルわこう	20 百万円	100.0 %	ホテル業
(株)わこう介護サービス	35 百万円	100.0 %	障がい福祉事業
(株)F C パートナーズ	6 百万円	100.0 %	クレジット事務代行業

※上記の重要な子会社 4 社合計の当期 (2025 年 8 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日まで) における売上高は 37 億 35 百万円、当期純利益は 1 億 87 百万円であります。

(注) 2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社 F C パートナーズを吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施しております。

(8) 主要な事業内容 (2026 年 7 月 31 日現在)

当社は、信用販売を主とした以下の事業を行っております。

- 〔信用販売事業〕 包括信用購入あっせん部門（クレジットカード業務）
個別信用購入あっせん部門（ショッピングクレジット業務）
信用保証部門（金融機関提携ローン保証業務）
融資部門（キャッシングサービス・消費者ローン業務他）
- 〔その他事業〕 サンメディア部門（システム開発受託、システム機器・ソフト販売等）
ファクタリング業務、給与前払いサービス、貸ビル業務他

- 包括信用購入あっせん業登録 中国(包)第11号
- 個別信用購入あっせん業登録 中国(個)第4号-5
- クレジットカード番号等取扱契約締結事業者登録 中国(ク)第10号
- 貸金業登録 鳥取県知事 第00318号
- 前払式支払手段(第三者型) 発行登録 中国財務局長 第00131号
- 一般社団法人 日本クレジット協会 会員
- 日本貸金業協会 会員
- 一般社団法人 日本資金決済業協会 会員

(9) 事業所の状況 (2026 年 7 月 31 日現在)

- 〔本 社〕 鳥取県米子市東福原二丁目1番1号
〔本社所属事業所〕
鳥取センター（鳥取県鳥取市）、浜田センター（島根県浜田市）
- 〔東京本社〕 東京都中央区京橋三丁目12番7号 京橋山本ビル8階
- 〔支 店〕 山陰（鳥取県米子市）、岡山（岡山県岡山市）
広島（広島県広島市）、福岡（福岡県福岡市）
関西（大阪府大阪市）、名古屋（愛知県名古屋市）
東京（東京都中央区）、大宮（埼玉県さいたま市）
東北（宮城県仙台市）、札幌（北海道札幌市）
- 〔サービスデスク〕 山口（山口県山口市）
- 〔貸ビル業〕 トワライズビル、わこうビル（鳥取県米子市）

(10) 従業員の状況 (2026 年 7 月 31 日現在)

区 分	従業員数	前期比	平均年齢	平均勤続年数
総 合 職	104 名	△ 11 名	41.6 歳	15.3 年
一 般 職	62	△ 1	41.1	10.7
合 計	166	△ 12	41.4	13.6

(注) 従業員数には、出向者および継続再雇用・嘱託・パートは含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2026 年 7 月 31 日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	11,950 百万円
株 式 会 社 広 島 銀 行	2,450
株式会社商工組合中央金庫	2,329
島 根 県 農 業 協 同 組 合	2,275
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,000
株 式 会 社 島 根 銀 行	1,853
株式会社 S B I 新生銀行	1,740
株 式 会 社 中 国 銀 行	1,708

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年7月31日現在）

〔発行可能株式総数〕	4,032,050 株	〔うち、普通株式 4,032,000 株 優先株式 50 株 (C 種)〕
〔発行済株式の総数〕	1,008,000 株	〔うち、普通株式 1,008,000 株 優先株式 0 株〕

（注）2026 年 6 月 2 日付けで C 種優先株式の残株式全部 50 株を優先株主より取得（強制償還）し、同時に消却したことから、発行済株式の総数は 1,008,000 株となりました。

〔株 主 数〕 108 名

〔大株主の状況〕

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
1. 松 栄 株 式 会 社	100,000 株	9.92 %
2. トワライズグループ従業員持株会	63,500	6.30
3. 株式会社クローバー・ネットワーク・コム	53,900	5.35
4. 株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	50,400	5.00
4. 第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	50,400	5.00
4. 株 式 会 社 鳥 取 銀 行	50,400	5.00
4. 株 式 会 社 ゆ め カ ー ド	50,400	5.00
4. 米 子 信 用 金 庫	50,400	5.00
4. 一 畑 電 気 鉄 道 株 式 会 社	50,400	5.00
4. N T S ホールディングス株式会社	50,400	5.00

（注）持株比率は小数第 2 位未満を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2026 年 7 月 31 日現在)

役 名	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	古 山 英 明	監査部・C R 統括部管掌 一般社団法人日本クレジット協会 理事
専 務 取 締 役	高 田 裕 文	経営統括部長、経営統括部・情報システム部管掌、 個人情報監査責任者、セキュリティ統括管理責任者
専 務 取 締 役	野 澤 敏 昭	総務部長、総務部・経理部・信用管理部管掌
常 務 取 締 役	井 上 一 生	戦略営業部・営業推進部・サンメディアビジネス部・ 受付センター・事務サポートセンター管掌、貸金業 務管理責任者、前払式支払手段業務管理責任者
常 務 取 締 役	荒 金 啓 介	加盟店管理部長、加盟店管理部・コンタクトセンタ ー管掌、クレジット業務管理責任者、個人情報管理 責任者、マネロン・テロ資金供与対策担当
取 締 役	吉 田 徹	情報システム部長兼サンメディアビジネス部長
常 勤 監 査 役	國 野 俊 明	
監 査 役	入 江 道 憲	入江公認会計士事務所 所長 三光ホールディングス株式会社 社外取締役 鳥取県国民健康保険団体連合会 監事
監 査 役	中 村 栄 治	中村・川端・山内法律事務所 弁護士 ローカルエナジー株式会社 社外取締役 米子ガス産業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 監査役入江道憲および中村栄治の両氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。
2. 監査役入江道憲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有しております。
3. 当社は、監査役入江道憲および中村栄治の両氏との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額であります。
4. 当社は、保険会社との間において、当社の取締役および監査役等を被保険者とする会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料については、全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	88 (－)	76 (－)	12 (－)	－ (－)	6名 (－)
監査役 (うち社外監査役)	13 (2)	12 (2)	1 (0)	－ (－)	4名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	102 (2)	89 (2)	13 (0)	－ (－)	10名 (2名)

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には 2025 年 10 月 24 日開催の当社第 62 期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役 1 名が含まれております。
3. 当社取締役の報酬総額は、2020 年 10 月 29 日開催の当社第 57 期定時株主総会において年額 1 億円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は 8 名（うち社外取締役 1 名）であります。
4. 当社監査役の報酬総額は、2011 年 10 月 26 日開催の当社第 48 期定時株主総会において年額 2 千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は 3 名（うち社外監査役 2 名）であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係（2026 年 7 月 31 日現在）

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 先	重要な兼職先と 当社との関係
社外 監査役	入 江 道 憲	入江公認会計士事務所 所長 三光ホールディングス株式会社 社外取締役 鳥取県国民健康保険団体連合会 監事	いずれも重要な 取引その他の関 係はありません。
	中 村 栄 治	中村・川端・山内法律事務所 弁護士 ローカルエナジー株式会社 社外取締役 米子ガス産業株式会社 社外監査役	いずれも重要な 取引その他の関 係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外 監査役	入 江 道 憲	当事業年度に開催された取締役会 14 回のうち 13 回、監査役会 8 回のうち 8 回出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づき、適宜発言を行っております。
	中 村 栄 治	当事業年度に開催された取締役会 14 回のうち 13 回、監査役会 8 回のうち 7 回出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき、適宜発言を行っております。

第 63 期 事業報告の附属明細書

〔 2025 年 8 月 1 日から
2026 年 7 月 31 日まで 〕

会社役員その他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

第 63 期事業報告における「4. 会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。

上記のほか、事業報告に記載した内容以外に補足すべき事項はありません。

以 上

貸借対照表

[2026年 7月31日現在]

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	38,435	流 動 負 債	32,480
現 金 及 び 預 金	1,719	買 掛 金	708
割 賦 売 掛 金	35,990	信 用 保 証 買 掛 金	5
信用保証割賦売掛金	5	短 期 借 入 金	21,200
売 掛 金	124	1年内返済予定の長期借入金	6,531
商 品	0	未 払 金	85
仕 掛 品	0	未 払 費 用	69
貯 蔵 品	13	未 払 法 人 税 等	116
前 払 費 用	155	預 り 金	194
未 収 入 金	1,148	賞 与 引 当 金	41
立 替 金	27	ポ イ ン ト 引 当 金	19
求 償 債 権	1,001	債 務 保 証 損 失 引 当 金	438
そ の 他	22	割 賦 利 益 繰 延	3,055
貸 倒 引 当 金	△ 1,773	リ ー ス 債 務	5
		前 受 収 益	3
		そ の 他	6
固 定 資 産	3,165		
有形固定資産	1,018	固 定 負 債	5,355
建 物	150	長 期 借 入 金	4,805
構 築 物	1	リ ー ス 債 務	9
車 輜 運 搬 具	0	再評価差額金に係る繰延税金負債	112
工 具 器 具 備 品	66	退 職 給 付 引 当 金	183
土 地	787	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	78
リ ー ス 資 産	12	利 息 返 還 損 失 引 当 金	161
		そ の 他	5
無形固定資産	38	負 債 合 計	37,835
ソ フ ト ウ ェ ア	10	純 資 産 の 部	
そ の 他	27	科 目	金 額
投資その他の資産	2,109	株 主 資 本	3,178
投 資 有 価 証 券	1,174	資 本 金	504
関 係 会 社 株 式	186	利 益 剰 余 金	2,674
出 資 金	87	利 益 準 備 金	126
繰 延 税 金 資 産	538	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,548
敷 金 ・ 保 証 金	51	繰 越 利 益 剰 余 金	2,548
長 期 前 払 費 用	69	評 価 ・ 換 算 差 額 等	587
そ の 他	1	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	340
貸 倒 引 当 金	△ 1	土 地 再 評 価 差 額 金	246
		純 資 産 合 計	3,765
資 産 合 計	41,601	負債及び純資産合計	41,601

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2025年 8月 1日から
2026年 7月31日まで 〕

科 目	金 額	
営 業 収 益	百万円	百万円
包括信用購入あっせん	319	
個別信用購入あっせん	2,141	
信 用 保 証	926	
融 資	65	
そ の 他 営 業 収 益	364	3,817
金 融 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	364	365
営 業 収 益 合 計		4,182
営 業 費 用		
販売費及び一般管理費	2,713	
そ の 他 営 業 費 用	93	2,806
金 融 費 用		
支 払 利 息		410
営 業 費 用 合 計		3,216
営 業 利 益		966
営 業 外 収 益		
債務保証損失引当金戻入額	21	
雑 収 入	13	34
営 業 外 費 用		
支払利息（リース）	1	
雑 損 失	6	8
経 常 利 益		992
特 別 利 益		
投資有価証券売却益		1
特 別 損 失		
固定資産除却損		0
税引前当期純利益		993
法人税・住民税及び事業税		202
法 人 税 等 調 整 額		△ 11
当 期 純 利 益		801

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026 年 9 月 17 日

株式会社トワライズ

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

泉 淳 一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

角 真 一

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社トワライズの 2025 年 8 月 1 日から 2026 年 7 月 31 日までの第 63 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役、使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月18日

株式会社トワライズ 監査役会

常 勤 監 査 役 國 野 俊 明 ㊟

監 査 役 入 江 道 憲 ㊟

監 査 役 中 村 栄 治 ㊟

(注) 監査役入江道憲及び監査役中村栄治は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社 トワライズ
代表取締役社長 古山 英明

2. 議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、財務の健全性および内部留保の重要性に留意しつつ、株主の皆様への継続的かつ安定的な利益還元を実施していく基本方針に基づき、財務状況、業績等を総合的に考慮した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当は、前期末に比し1株につき10円の増配とし、当社普通株式1株当たり20円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 20円

総額 20,160,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年10月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

2026年6月2日に当社発行C種優先株式の残株式全部50株を優先株主より取得し、同時に消却いたしました。これにより、優先株式の発行済株式数が0株になったことから、現行定款に記載の優先株式にかかる条文を全て削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所は下線の部分のとおりであります。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第4条 (条文省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,032,050株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする</u> 普通株式 4,032,000株 C種優先株式 50株	第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,032,000株とする</u>
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>次のとおりとする</u> 普通株式 100株 C種優先株式 1株	第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は <u>100株とする</u>
第8条～第10条 (条文省略)	第8条～第10条 (現行どおり)
第3章 優先株式	(削除)
第11条 (優先配当金) 当社は、2009年8月1日以降の事業年度末日を基準日とする剰余金の配当をするときは、 <u>優先株式を有する株主(以下「優先株主」という)又は優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という)に先立ち、優先株式1株あたり払込金額に、それぞれの事業年度ごとに本条2項に定める年率(以下「配当年率」という)を乗じて算出した額(但し、当該剰余金の配当にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として優先株主又は優先登録株式質権者に対して既に剰余金の配当をしているときは、優先株</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>式1株につき行ったかかる剰余金配当の額を控除した額(但し、ゼロを下回る場合はゼロ)の配当金(以下「優先配当金」という)を支払う</u> (2) <u>配当年率は、各事業年度について、下記算式により計算される年率とする</u> ・<u>2009年から2013年までに開始する事業年度における配当年率</u> $= \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月もの}) + 0.50\%$ ・<u>2014年から2018年までに開始する事業年度における配当年率</u> $= \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月もの}) + 1.00\%$ ・<u>2019年以降に開始する事業年度における配当年率</u> $= \text{日本円TIBOR}(6\text{ヶ月もの}) + 1.50\%$ <u>配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する</u> <u>なお、日本円TIBOR(6ヶ月もの)は、当該優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により計算するものとする</u> (3) <u>ある事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が当該事業年度にかかる優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない</u> (4) <u>優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金を配当しない</u> (5) <u>当会社は第58条に定める中間配当を行うときは、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、本条1項に定める配当金の2分の1に相当する額の間配当を支払う</u>	
<u>第12条(残余財産の分配)</u> <u>当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う</u> ・<u>C種優先株式1株につき、その1株当たりの払込金額相当額を踏まえて、優先株式の発行に先立って取締役会の決議により定める額</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>(2) 優先株主又は優先登録株式質権者に対し ては、前項のほか残余財産の分配を行わな い</u>	
<u>第 13 条（議決権）</u> <u>優先株主は、法令に別段の定めがある場合 を除き、株主総会において議決権を有しな い</u>	(削除)
<u>第 14 条（譲渡制限）</u> <u>C 種優先株式を譲渡により取得するには、 取締役会の承認を要する</u>	(削除)
<u>第 15 条（株式の併合又は分割、募集株式の割 当て等）</u> <u>当会社は、法令に定める場合を除き、優先株 式について株式の分割又は併合を行わない</u> <u>(2) 当会社は、優先株主に対し、募集株式の 割当てを受ける権利、又は募集新株予約権 の割当てを受ける権利を与えない</u> <u>(3) 当会社は、優先株主に対し、株式無償割 当て、又は新株予約権無償割当てを行わな い</u>	(削除)
<u>第 16 条（金銭を対価とする取得請求権）</u> <u>優先株主は、優先株式の発行に先立って取 締役会の決議によって別に定める優先株式 の取得を請求することができる期間（以下 「取得請求期間」という）中、当会社に対し て、自己の有する優先株式の全部又は一部 を取得するのと引換えに、当該優先株式 1 株 につき、その払込金額相当額を踏まえて優 先株式の発行に先立って取締役会の決議に よって定める算定方法に従って算出される 額の金銭を交付することを請求することが できる</u>	(削除)
<u>第 17 条（取得条項）</u> <u>当会社は、優先株式の発行に先立って取締 役会の決議によって別に定める日が到来し たときは、当該優先株式の全部又は一部を 取得することができる</u> <u>この場合、当会社は、当該優先株式を取得す るのと引換えに、当該優先株式 1 株につき、 その払込金額相当額を踏まえて優先株式の 発行に先立って取締役会の決議によって定 める算定方法に従って算出される額の金銭 を交付する</u> <u>(2) 前項に基づき、優先株式の一部を取得す るときは、比例按分又はその他当会社の取</u>	(削除)

現行定款	変更案
<u>締役会が定める合理的かつ公平な方法により行う</u>	
<u>第 18 条（普通株式を対価とする取得請求権）</u> <u>優先株主は、優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって別に定める取得請求期間中、当会社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該優先株式 1 株につき、その払込金額相当額並びに当会社の純資産額及び発行済普通株式総数を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる</u>	(削除)
<u>第 19 条（一斉取得）</u> <u>当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されない優先株式の全部を、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する</u> <u>この場合、当会社は、当該優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株式 1 株につき、その払込金額相当額並びに当会社の純資産額及び発行済普通株式総数を踏まえて優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める算定方法に従って算出される数の当会社の普通株式を交付する</u>	(削除)
第 4 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 20 条～第 26 条 (条文省略)	第 11 条～第 17 条 (現行どおり)
<u>第 27 条（種類株主総会）</u> <u>種類株主総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う</u> <u>(2) 会社法第 324 条第 2 項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う</u> <u>(3) 第 22 条、第 25 条及び第 26 条の規定は、種類株主総会について準用する</u>	(削除)
第 5 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 28 条～第 40 条 (条文省略)	第 18 条～第 30 条 (現行どおり)
第 6 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会

現行定款	変更案
第 <u>41</u> 条～第 <u>51</u> 条 (条文省略)	第 <u>31</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行どおり)
第 <u>7</u> 章 会計監査人	第 <u>6</u> 章 会計監査人
第 <u>52</u> 条～第 <u>55</u> 条 (条文省略)	第 <u>42</u> 条～第 <u>45</u> 条 (現行どおり)
第 <u>8</u> 章 計算	第 <u>7</u> 章 計算
第 <u>56</u> 条～第 <u>59</u> 条 (条文省略)	第 <u>46</u> 条～第 <u>49</u> 条 (現行どおり)

(変更箇所は下線の部分のとおりであります。)

第3号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数	取締役会 出席状況
古 山 英 明 (1962年9月6日生) 再任	1986年 4月 株式会社山陰合同銀行入行 2022年 8月 同 退任 2022年 8月 当社入社 顧問 2022年10月 当社代表取締役社長（現任） 2025年 6月 一般社団法人日本クレジット協会理事（現任）	—	14回/14回 (100%)
高 田 裕 文 (1966年11月11日生) 再任	1989年 4月 当社入社 2016年10月 当社執行役員 経営統括部経営企画グループ長 2017年10月 当社取締役 経営統括部長 2021年10月 当社常務取締役 経営統括部長 2025年10月 当社専務取締役 経営統括部長（現任）	800 株	14回/14回 (100%)
野 澤 敏 昭 (1964年7月21日生) 再任	1988年 4月 株式会社山陰合同銀行入行 2020年 1月 同 退職 2020年 2月 当社入社 上席執行役員 総務経理部長 2020年10月 当社取締役 総務経理部長 2021年10月 当社常務取締役 総務経理部長 2024年 8月 当社常務取締役 総務部長 2025年10月 当社専務取締役 総務部長（現任）	—	14回/14回 (100%)
井 上 一 生 (1964年6月22日生) 再任	1987年 4月 株式会社ブライダル山田屋入社 1989年 5月 同 退職 1989年 5月 当社入社 2018年10月 当社執行役員 営業統括部長 2019年10月 当社取締役 営業統括部長 2021年10月 当社常務取締役 営業統括部長 2022年 8月 当社常務取締役（現任）	—	14回/14回 (100%)
荒 金 啓 介 (1964年11月11日生) 再任	1987年 4月 株式会社山陰合同銀行入行 2019年 7月 当社へ出向 2019年11月 株式会社山陰合同銀行退職 2019年12月 当社入社（転籍） 執行役員 加盟店管理部長 2020年10月 当社上席執行役員 加盟店管理部長 2021年10月 当社取締役 加盟店管理部長 2025年10月 当社常務取締役 加盟店管理部長（現任）	—	14回/14回 (100%)
吉 田 徹 (1963年11月6日生) 再任	1987年 4月 富士通株式会社入社 2019年 3月 同 退職 2019年 4月 当社入社 執行役員 システム部長 2019年10月 当社上席執行役員 システム部長 2020年 8月 当社上席執行役員 情報システム部長兼サンメディアビジネス部長 2020年10月 当社取締役 情報システム部長兼サンメディアビジネス部長（現任）	—	14回/14回 (100%)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定であります。各候補者が選任された場合には、各氏は当該契約の被保険者となります。当該契約では、被保険者が行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金および争訟費用等が補償されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

第 4 号議案 取締役の報酬総額改定の件

当社の取締役の報酬総額は、2020 年 10 月 29 日開催の第 57 期定時株主総会において年額 1 億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、当社業績の推移、および取締役の責務の増大等の諸般の事情を考慮して、取締役の報酬総額を年額 1 億 2 千万円以内と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬総額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は 6 名であり、第 3 号議案が原案どおり可決された後の員数に変更はございません。

第 5 号議案 監査役の報酬総額改定の件

当社の監査役の報酬総額は、2011 年 10 月 26 日開催の第 48 期定時株主総会において年額 2 千万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化、当社事業規模の拡大、およびコーポレートガバナンスの更なる向上に向けて監査役の役割・責務が増大していること等の諸般の事情を考慮して、監査役の報酬総額を年額 2 千 5 百万円以内と改定させていただきたいと存じます。

現在の監査役の員数は 3 名であり、本定時株主総会終了後の員数に変更はございません。

以 上